

(旧)

浜松市週休2日制工事（水道工事）実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、建設業における担い手の確保・育成のため、浜松市が発注する水道工事の一部において費用を適切に計上し、週休2日を確保する工事（以下、「週休2日制工事」という）の実施にあたり、必要な事項を定める。

(対象工事)

第2条 「週休2日制工事」の対象は、主に水道事業実務必携により積算する水道施設等の工事を対象とする。ただし、次の号に掲げる工事は対象外とする。

- (1) 当初設計金額 250 万円以下の工事
- (2) 契約上の工期が1ヶ月未満の工事
- (3) 契約上の工期の大半が工場製作で現場作業が1週間程度の工事
- (4) 災害復旧工事や急施工事など緊急性の高い工事

(中略)

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。
この要領は、令和3年4月1日から施行する。
この要領は、令和3年5月1日から施行する。
この要領は、令和4年4月1日から施行する。
この要領は、令和5年4月1日から施行する。
この要領は、令和6年4月1日から施行する。
この要領は、令和6年10月4日から施行する。

(追記)

(新)

浜松市週休2日制工事（水道工事）実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、建設業における担い手の確保・育成のため、浜松市が発注する水道工事の一部において費用を適切に計上し、週休2日を確保する工事（以下、「週休2日制工事」という）の実施にあたり、必要な事項を定める。

(対象工事)

第2条 「週休2日制工事」の対象は、主に水道事業実務必携により積算する水道施設等の工事を対象とする。ただし、次の号に掲げる工事は対象外とする。

- (1) 当初設計金額 400 万円以下の工事
- (2) 契約上の工期が1ヶ月未満の工事
- (3) 契約上の工期の大半が工場製作で現場作業が1週間程度の工事
- (4) 災害復旧工事や急施工事など緊急性の高い工事

(中略)

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。
この要領は、令和3年4月1日から施行する。
この要領は、令和3年5月1日から施行する。
この要領は、令和4年4月1日から施行する。
この要領は、令和5年4月1日から施行する。
この要領は、令和6年4月1日から施行する。
この要領は、令和6年10月4日から施行する。
この要領は、令和7年7月1日から施行する。